

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人中央学院は、教職員が仕事と子育てを両立することができ、全ての教職員にとって働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるように努め、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：現行の育児介護休業法に沿った法人規程「育児休職規程」を改正し、待遇・労働条件に関する諸制度の再周知を行う

- 〈対策〉
1. 現状（対象者及び予備群）の把握、6歳以下の子供を扶養する教職員の状況把握
 2. 規程改正後の学内周知を行う

目標2：子供の介護のための休暇を取得しやすくするため特別有給休暇に「子の看護休暇」を制定したことを周知

- 〈対策〉所轄労働基準監督署へ就業規則の提出後、教職員に学内周知を行う

以上